

犯罪被害者等支援

メニューリスト

(令和8年度版)

下 松 市

下松市では、犯罪被害に遭われたときに被害を回復・軽減するために受けることのできる様々な制度や支援体制があります。

犯罪被害に遭われたときは、ひとりで悩まずご相談ください。

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

<p>被害に遭われた方が必要とされる制度や支援体制は被害者の個々の事情によって異なります。</p> <p>相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。</p>	<p>生活安全課安全安心係 TEL 0833-45-1828</p>
---	--

2 犯罪被害者等に対する見舞金・助成金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
犯罪被害者等見舞金	<p>犯罪行為により重傷病を受けた方又は、亡くなられた方の遺族に支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺族見舞金 30万円 ・ 重傷病見舞金（加療1か月、入院3日以上） 20万円 ・ 性犯罪被害見舞金（不同意性交等） 10万円 	<p>生活安全課安全安心係 TEL 0833-45-1828</p>
犯罪被害者等生活支援助成金	<p>一の犯罪行為による被害につき、下記用途の費用として合計で30万円を上限額として助成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カウンセリング費用 ・ 弁護士相談費用 ・ 一時配食費用 ・ 一時保育費用 ・ 特殊清掃費用 ・ 就労のための資格取得等費用 ・ その他費用（旅費等） 	

下松市犯罪被害者等支援フロー図

